

○小城市空き店舗リノベーション事業補助金交付要綱

令和2年3月31日

告示第45号

改正 令和4年3月25日告示第32号

(趣旨)

第1条 市長は、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）に基づき小城市が策定した牛津地域拠点地区都市再生整備計画に位置づけるエリア「（以下「対象エリア」という。）」の空き店舗等を活用するため、補助事業者がリノベーションする事業に、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その補助金に関しては、小城市補助金等交付規則（平成17年小城市規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き店舗等 元の店舗が閉鎖あるいは既存のテナントが退店して、その後入居営業するテナントが決まっていない状態の店舗、事務所、倉庫及び大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗のテナント
- (2) リノベーション 不特定多数の利用が見込まれ賑わいを創出するための改修
- (3) 補助事業者 対象エリアにおいて所有者と賃貸借契約を締結する空き店舗等をリノベーションし、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準として定められた日本標準産業分類の大分類のうちI小売業、M宿泊業・飲食サービス業、N生活関連サービス業・娯楽業、O学習支援業、P医療・福祉又は市長が特に必

要と認める業種を継続的に営む者。ただし、対象エリア内での移転を除く。

(補助事業者)

第3条 補助事業者は、自己又は組織の構成員等が、次のいずれにも該当するものであってはならない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する営業を行おうとする者
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (4) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (5) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (7) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (9) 市税等に滞納がある者

2 補助事業者は、前項第3号から第8号までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる補助対象経費、補助限度額等及び補助期間については、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第5条 規則第3条第1項に規定する補助金等交付申請書は、様式第1号のとおりとする。

(交付の条件)

第6条 規則第5条の規定により、補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 規則及びこの告示の規定に従うこと。
- (2) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後5年間保管すること。

(実績報告)

第7条 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書は、様式第2号のとおりとする。

- 2 前項の実績報告書の提出期限は、補助事業の完了の日から30日以内又は補助金交付の決定に係る年度の3月31日のいずれか早い日とし、その提出部数は1部とする。

(財産処分の制限)

第8条 規則第22条第2号に規定する財産は、1件当たり取得金額が10万円以上の財産とする。

- 2 規則第22条ただし書の規定による財産処分の制限をする期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間とする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第6条及び第8条の規定は、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

附 則 (令和4年3月25日告示第32号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表 (第4条関係)

補助対象経費		補助限度額等	補助期間
改修費	工事請負費 (用地取得費、造成費及び建築手続費を除く。) 及び設備費 (建物に附帯するものを対象とし、備品等の動産は含まない。)。ただし、消費税及び地方消費税を除く。	補助対象経費の2 / 3 以内とし、200万円 / 件を限度とする。	令和2年度から令和4年度